

令和2年度 第1回 長崎地方最低賃金審議会の開催について

標記審議会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記要領によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和2年7月3日（金）午後1時30分から
- 2 場 所 長崎労働局8階会議室（長崎市万才町7番1号TBM長崎ビル）
- 3 議 題 長崎県最低賃金について
- 4 傍 聴 者 数 若干名
- 5 要 領
 - (1) 傍聴希望者は、別紙1の「**令和2年度 第1回 長崎地方最低賃金審議会傍聴申込書**」に**住所、氏名、電話番号**を明記して、長崎労働局に提出していただくか、郵送（FAX可）にてお申し込みください。
申込締切日は**令和2年7月1日（水）17時15分必着**です。
 - (2) 会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、後日ご連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段ご連絡いたしません。）。
 - (3) 当日、入室の際に傍聴整理券を配布します。その際、ご本人であることを確認させていただく場合がございますので、ご本人であることが分かるもの（免許証等）をお持ちください。
なお、審議会の開始10分前までにお越しください。それ以後の入室は認められませんのでご注意ください。
- 6 そ の 他
 - (1) 傍聴される場合には、別紙2の「**審議会傍聴に当たっての遵守事項**」を厳守してください。
 - (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。また、介助の方が付き添われる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。

【送付先・問い合わせ先】

〒 850-0033

長崎県長崎市万才町7番1号TBM長崎ビル6階

長崎労働局 労働基準部 賃金室

（担当）室長補佐 中島 政和

電話 095-801-0033 FAX 095-801-0031

(別紙1)

長崎労働局 労働基準部 賃金室 あて

〒 850-0033

長崎県長崎市万才町7番1号TBM長崎ビル6階

長崎労働局 労働基準部 賃金室

FAX : 095-801-0031

令和2年度 第1回 長崎地方最低賃金審議会 傍聴申込書

住 所 〒 _____

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着き、みだりに自席を離れないようにしてください。
 - 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
 - 3 携帯電話の電源は必ず切って傍聴してください。
 - 4 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はご遠慮ください。
(あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などを行うことができます。)
 - 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
 - 6 審議における言論に対し賛否を表明したり、拍手をすることはできません。
 - 7 プラカード、こん棒、旗、旗竿、のぼり、横断幕及び拡声器等、審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
 - 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン及び腕章等は会場内で着用しないでください。
 - 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
 - 10 その他、長崎地方最低賃金審議会会長及び同事務局職員の指示に従うようお願いいたします。
- * なお、これらの事項をお守りいただけない場合には会長が退出を命じることがあります。